

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第67号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1 [略] 2 [略] 3・4 [略]	附 則 <u>(施行期日)</u> 1 [略] <u>(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の廃止)</u> 2 [略] <u>(経過措置)</u> 3・4 [略] <u>(災害応急作業等手当の特例)</u> 5 <u>第9条の17第1項各号に規定する職員が平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災津波」という。）に対処するため同項各号（第1号イを除く。）に規定する作業に引き続き5日以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、同条第2項の人事委員会の定める額に100分の100の範囲内で人事委員会の定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</u> <u>(刑事作業手当の特例)</u> 6 <u>職員（警察職員を除く。）が東日本大震災津波に対処するため死体を取り扱う作業等に従事したときは、刑事作業手当を支給する。この場合において、第21条第2項の規定（刑事作業手当に係る部分に限る。）は、適用しない。</u> 7 <u>前項の手当の額は、作業1日につき3,200円の範囲内で人事委員会の定め</u>

る額とする。ただし、同項の作業等で心身に著しい負担を与えると人事委員会
が認めるものに従事した場合にあっては、当該人事委員会の定める額に
100分の100の範囲内で人事委員会の定める割合を乗じて得た額を加算した
額とする。

8 警察職員が東日本大震災津波に対処するため業務を行う場合における第
10条の2及び第21条第2項の規定の適用については、第10条の2第1項第6
号中「死体処理作業」とあるのは「死体を取り扱う作業等」と、同条第2項
中「4,600円」とあるのは「6,400円」と、第21条第2項ただし書中「のうち
人事委員会の定めるものが」とあるのは「が附則第8項の規定により読み替
えて適用される」と、「掲げる作業」とあるのは「掲げる作業等」と、「当
該作業」とあるのは「同条の規定により当該作業等」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成23年3月11日から適用する。